

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	979	16.22%	主事 技師 文化財研究員	785 [3] 191 3	2,115	35.03%	係員級
				計	979 [3]			
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	698	11.56%	主事 技師 主任	545 [4] 149 4			
				計	698 [4]			
3級	1 本庁の係長の職務 2 極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	1,615	26.75%	主事 技師 主任 文化財研究員 主査 技術主査 社会教育主事 文化財主事 指導主事	316 [1] 83 37 2 910 [196] 255 [47] 2 6 4	2,184	36.18%	係長級
				計	1,615 [243][1]			
4級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の困難な業務を分掌する係の長の職務	1,639	27.15%	係長 専門員 技術専門員 参事付 部付 出先機関の課長 課長代理 事務次長 社会教育主事 文化財主事 指導主事 主幹 技術主幹 参事付 部付 出先機関の課長 主任社会教育主事 主任文化財主事	265 [28] 257 [4] 374 35 [6] 6 17 [1] 16 19 9 2 7 331 234 24 9 31 2 1	2,147	20.66%	課長補佐級
				計	1,639 [39]			
5級	本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務	575	9.52%	課長補佐 室長補佐 技術補佐 主幹 技術主幹 参事付 出先機関の課長 事務次長・事務長・事務主幹	169 [1] 17 83 36 [1] 14 4 28 224			
				計	575 [2]			
6級	1 本庁の課長の職務 2 本庁の特に困難な業務を処理する課長補佐の職務	423	7.01%	課長補佐 出先機関の課長 術科師範 課長 室長 監 参事 官 出先機関の所長 出先機関の次長 出先機関の部長 事務長・事務参事	29 9 2 169 24 40 34 [1] 15 30 24 11 36	400	6.63%	課長級
				計	423 [1]			
7級	1 本庁の次長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務	60	0.99%	課長 次長 参事 出先機関の所長 副館長 地域振興局長・支庁の部長 監	17 3 6 7 3 21 3	63	1.04%	次長級
				計	60			
8級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する部の次長の職務	33	0.55%	局長 次長 局長 副教育長 地域振興局長・支庁長 出先機関の所長	1 19 4 1 5 3	28	0.46%	部長級
				計	33			
9級	本庁の困難な業務を所掌する部の長の職務	15	0.25%	部長 地域振興局長・支庁長	13 2			
				計	15			
合計		6,037	100%					

・ []書きは任期付職員の職員数
・ 【 】書きは再任用職員の職員数

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日時点）

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務	0	0.00%		0	71	29.58%	係員級
				計	0			
2級	1 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務 2 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級の研究員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務	52	21.67%	研究員	52	71	29.58%	係員級
				計	52			
3級	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2 高度の知識経験に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務	71	29.58%	研究員 主任研究員	19 52 【7】	106	44.17%	係長級
				計	71 【7】			
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 3 特に高度の知識経験に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務	92	38.33%	研究専門員 部長 室長 参事付 部長 所長補佐 課長 室長 研究主幹 科長	43 3 6 2 9 1 1 19 4 4	38	15.83%	課長補佐級
				計	92			
5級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 極めて高度の知識経験に基づき広範囲にわたる研究の統括、調整等を行う職務	25	10.42%	所長 場長 副所長 副場長 部長 研究参事 所長 副所長	3 3 6 1 4 1 4 3	18	7.50%	課長級
						7	2.92%	次長級
				計	25			
合計		240	100%					

・【 】書きは再任用職員の職員数

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日時点）

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	20	51.28%	技師	20	20	51.28%	係員級
				計	20			
2級	保健所の課長の職務	7	17.95%	技術主査	7	7	17.95%	係長級
				計	7			
3級	1 保健所の長の職務	0	0.00%		0	0	0.00%	
	2 保健所の困難な業務を処理する課長の職務			計	0			
4級	規模の大きい保健所の長の職務	12	30.77%	所長	2	6	15.38%	課長級
				部長	1			
				医療技監	2			
				参事	1	4	10.26%	次長級
				部長	2			
				所長	1			
				医療技監	1			
医療審議監	2	2	5.13%	部長級				
計	12							
合計		39	100%					

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	1 診療放射線技師等の職務	5	1.80%	技師	5	66	23.74%	係員級			
	2 歯科衛生士等の職務			計	5						
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務	19	6.83%	技師	19						
	2 困難な業務を行う診療放射線技師等又は歯科衛生士等の職務			計	19						
3級	1 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務	18	6.47%	技師	18						
	2 特に困難な業務を行う診療放射線技師等又は歯科衛生士等の職務			計	18						
4級	1 本庁の係長の職務 2 特に困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務	93	33.45%	技師	24				126	45.33%	係長級
				技術主査	69 【8】						
				計	93 【8】						
5級	1 家畜保健衛生所等の長又は支所長の職務 2 保健所等の課長の職務 3 本庁の困難な業務を分掌する係の長の職務	57	20.51%	支所長	1						
				技術専門員	33						
				教授	1						
				係長	22						
計	57										
6級	1 相当の規模を有する家畜保健衛生所等の長の職務 2 保健所等において相当困難な業務を処理する課長の職務	67	24.10%	課長	35	67	24.10%	課長補佐級			
				所長	1						
				技術補佐	4						
				技術主幹	25						
				支所長	2						
計	67										
7級	1 規模の大きい家畜保健衛生所等の長の職務 2 保健所等において困難な業務を処理する課長の職務	19	6.83%	所長	11	16	5.76%	課長級			
				次長	1						
				課長	4						
				所長	2	3	1.08%	次長級			
				監	1						
				計	19						
合計		278	100%								

・【 】書きは再任用職員の職員数

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	准看護師の職務	0	0.00%		0	69	46.62%	係員級			
				計	0						
2級	1 看護師等の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	38	25.68%	技師 主査	37 1						
				計	38						
3級	1 保健所の係長の職務 2 困難な業務を行う看護師等の職務	18	12.16%	技師	18	45	30.41%	係長級			
				計	18						
4級	1 保健所の相当困難な業務を処理する係長の職務 2 特に困難な業務を行う看護師等の職務	49	33.11%	技師 主任 技術主査	12 1 36【2】						
				計	49【2】	26	17.57%	課長補佐級			
5級	1 保健所の課長の職務 2 保健所の困難な業務を処理する係長の職務	35	23.65%	係長 技術専門員 参事付 課長 課長 技術補佐 技術主幹	5 2 1 1 2 6 18						
				計	35						
6級	保健所の困難な業務を処理する課長の職務	8	5.41%	副所長 課長 監	1 5 2				8	5.41%	課長級
				計	8						
合計		148	100%								

・【 】書きは再任用職員の職員数

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日時点）

海事職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う船舶士の職務	0	0.00%		0			
2級	航海士、機関士、通信士又は船舶士の職務	7	9.59%	航海士 機関士 船舶士 通信士 計	3 2 1 1 7			
3級	1 航海長、一等航海士、一等機関士又は通信長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士、機関士、通信士又は船舶士の職務	7	9.59%	航海士 機関士 船舶士 主任 係員 計	3 1 1 1 1 7	36	49.32%	係員級
4級	1 船長又は機関長の職務 2 困難な業務を処理する航海長、一等航海士、一等機関士又は通信長の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士、機関士、通信士又は船舶士の職務	32	43.84%	航海士 機関士 船舶士 一等航海士 一等機関士 主任 課長代理 技術主査 計	5【1】 6 8【1】 1 1 1 1 9【1】 32【3】			
5級	1 困難な業務を処理する船長又は機関長の職務 2 特に困難な業務を処理する航海長、一等航海士、一等機関士又は通信長の職務	27	36.99%	船長 機関長 技術専門員 係長 船長 機関長 漁撈長 航海長 通信長 課長補佐 参事付 計	1 1 9 1 4 3 2 3 1 1 1【1】 27【1】	22	30.14%	係長級
6級	特に困難な業務を処理する船長又は機関長の職務	0	0.00%		0	15	20.55%	課長補佐級
	合計	73	100%		0	0	0.00%	課長級

・【】書きは再任用職員の職員数

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日時点）

教育職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 大学の助教の職務 2 大学の助手の職務	6	13.64%	助教	6	6	13.64%	助教
				計	6			
2級	大学の講師の職務	3	6.82%	講師	3	3	6.82%	講師
				計	3			
3級	大学の准教授の職務	15	34.09%	准教授	15	15	34.09%	准教授
				計	15			
4級	1 大学の学長の職務 2 大学の教授の職務	20	45.45%	学長	1	20	45.45%	教授
				教授	19			
				計	20			
合計		44	100%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日時点）

教育職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	829	18.97%	教諭	3	4,196	96.00%	教諭級
				実習助手	139 【21】			
				栄養教諭	2			
				講師	589			
				養護助教諭	31			
				寄宿舎指導員	65 【8】			
計	829 【29】							
2級	高等学校等の教諭、養護教諭、栄養教諭又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務	3,367	77.03%	教諭	3,099 【156】	4,196	96.00%	教諭級
				実習助手	155			
				養護教諭	83 【6】			
				栄養教諭	12 【2】			
				寄宿舎指導員	18			
				計	3,367 【164】			
3級	高等学校等の教頭の職務	99	2.26%	教頭	99	99	2.26%	教頭級
				計	99			
4級	高等学校等の校長の職務	76	1.74%	校長	76	76	1.74%	校長級
				計	76			
合計		4,371	100%					

・【 】書きは再任用職員の職員数

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日時点）

教育職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	1,380	11.67%	講師	1,277	10,486	88.64%	教諭級
				養護助教諭	79			
				栄養教諭	24			
				計	1,380			
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	9,106	76.97%	教諭	8,357 【445】	699	5.91%	教頭級
				養護教諭	624 【30】			
				栄養教諭	125 【3】			
				計	9,106 【478】			
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の教頭の職務	699	5.91%	教頭	699	645	5.45%	校長級
				計	699			
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	645	5.45%	校長	645	645	5.45%	校長級
				計	645			
合計		11,830	100%					

・【 】書きは再任用職員の職員数

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	292	9.77%	係員	292	1,033	34.57%	係員級			
				計	292						
2級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	650	21.75%	係員 主任	554 96						
				計	650						
3級	1 警察本部の係長の職務 2 相当困難な業務を処理する主任の職務 3 極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	749	25.07%	係員 主任 助教 係長 課長代理	187 527【2】 2 31【16】 2				880	29.45%	主任級
				計	749【18】						
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 警察本部の相当困難な業務を分掌する係の長の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務	647	21.65%	主任 係長 副司令官 教官 係長 課長代理 統括係長 警察署の課長	255 47 1 8 40 149【2】 132 15【2】	737	24.67%	係長級			
				計	647【4】						
5級	1 警察本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 警察本部の特に困難な業務を分掌する係の長の職務	364	12.18%	係長 統括係長 教官 課長代理 警察署の課長 警察署の課長 課長補佐 官 所長	11 87 2 177 35 40 4 2 6						
				計	364						
6級	警察本部の特に困難な業務を処理する課長補佐の職務	158	5.29%	課長補佐 警察署の課長 副隊長 室長 次長 官	74 48 1 1 14 20	231	7.73%	課長補佐級			
				計	158						
7級	1 警察本部の課長又は警察署の署長の職務 2 警察本部の極めて困難な業務を処理する課長補佐の職務	88	2.95%	課長補佐 副隊長 官 次長 室長 官 副署長 副校長 副隊長 隊長 室長 警察本部の課長 署長	2 2 9 5 3 37 8 1 1 1 4 5 10	95	3.18%	課長級			
				計	88						
8級	1 警察本部の参事官の職務 2 警察本部の困難な業務を所掌する課の長の職務 3 規模の大きい警察署の長の職務	28	0.94%	警察本部の課長 署長 所長 隊長	14 10 1 3						
				計	28						
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察本部の困難な業務を所掌する参事官の職務 3 特に規模の大きい警察署の長の職務	12	0.40%	学校長 参事官 署長	1 6 5	12	0.40%	参事官級			
				計	12						
	合計	2,988	100%								

・【 】書きは再任用職員の職員数

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日時点）

現業職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職種	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	49	22.58%	技能職	0	147	67.74%	現業職員
				労務職	49			
				計	49			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	0	0.00%	技能職	0	147	67.74%	現業職員
				労務職	0			
				計	0			
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	2	0.92%	技能職	0	147	67.74%	現業職員
				労務職	2			
				計	2			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	96	44.24%	技能職	21 【13】	147	67.74%	現業職員
				労務職	75 【17】			
				計	96 【30】			
5級	相当数の職員に対して業務遂行上の指導等の業務を行う職務又は極めて高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う職務	70	32.26%	技能職	19	70	32.26%	現業主任
				労務職	51			
				計	70			
合計		217	100%					

・【 】書きは再任用職員の職員数